

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年9月30日現在

～2020年9月29日

2020年9月30日～

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

2 料金額

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-8 セキュリティ機能

月額

区 分	単 位	料 金 額
セキュリティソフトウェアを用いて、セキュリティ対策を行うことができる機能	メールセキュリティタイプ	(略)
	I W S a a S タイプ	(略)
	V B B S タイプ	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 当社は、[I W S a a S タイプ](#)について、次に掲げるセキュリティ対策を提供します。
 - (1) (略)
 - (2) (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 当社は、[I W S a a S タイプ](#)を利用する代表契約者から請求があったときは、次表に規定する機能を提供します。この場合において、代表契約者は、次表に規定する料金の支払いを要します。

月額

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

2 料金額

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-8 セキュリティ機能

月額

区 分	単 位	料 金 額
セキュリティソフトウェアを用いて、セキュリティ対策を行うことができる機能	メールセキュリティタイプ	(略)
	W e b セキュリティタイプ	(略)
	V B B S タイプ	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 当社は、[W e b セキュリティタイプ](#)について、次に掲げるセキュリティ対策を提供します。
 - (1) (略)
 - (2) (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 当社は、[W e b セキュリティタイプ](#)を利用する代表契約者から請求があったときは、次表に規定する機能を提供します。この場合において、代表契約者は、次表に規定する料金の支払いを要します。

月額

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年9月30日現在

～2020年9月29日

2020年9月30日～

区 分	単 位	料 金 額
ハイブリッドライセンス機能（IWSaaSタイプにおいてクラウドサンドボックス等を利用可能とする機能をいいます。）	(略)	(略)

備考

[ハイブリッドライセンス機能](#)のID数は、[IWSaaSタイプ](#)のID数と同一とします。

7 (略)

8 代表契約者は、メールセキュリティタイプ、[IWSaaSタイプ](#)又はVBSタイプのうち、いずれか1のタイプから他のタイプへの変更を行うことができません。

9 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日から起算して、この機能の廃止があった日の前日までの期間について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。

ただし、[この機能](#)の提供を開始した日を含む料金月については、[この機能](#)に係る付加機能利用料の支払いを要しません。

10～18 (略)

区 分	単 位	料 金 額
アドバンス機能（クラウドサンドボックス等を利用可能とする機能をいいます。）	(略)	(略)
固定アウトバウンドIP機能（送信元IPアドレスを特定のグローバルIPアドレスに固定する機能をいいます。）	1のVPNグループごとに	200,000円 (220,000円)

備考

1 [アドバンス機能](#)のID数は、[Webセキュリティタイプ](#)のID数と同一とします。

2 [固定アウトバウンドIP機能](#)については、当社が提供開始日として取り扱う日から、実際に送信元のIPアドレスが固定化されるまでに、[最長で5営業日の期間を要します。](#)

7 (略)

8 代表契約者は、メールセキュリティタイプ、[Webセキュリティタイプ](#)又はVBSタイプのうち、いずれか1のタイプから他のタイプへの変更を行うことができません。

9 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日から起算して、この機能の廃止があった日の前日までの期間について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。

ただし、[メールセキュリティタイプ](#)、[Webセキュリティタイプ](#)又は[VBSタイプ](#)の提供を開始した日を含む料金月については、[それぞれ提供を開始したタイプ](#)に係る付加機能利用料の支払いを要しません。[この場合、支払いを要さない付加機能利用料には、備考6に定める料金を含みます。](#)

10～18 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年9月30日現在

～2020年9月29日

2020年9月30日～

附 則（平成31年4月11日 N Sク第00484889号）

- 1 （略）
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により付加機能のセキュリティ機能（[I W S a a Sタイプ](#)又はV B B Sタイプに限ります。）を利用している代表契約者については、次表に定める付加機能利用料を適用します。

月額

区 分	単 位	料 金 額
I W S a a Sタイプ	(略)	(略)
V B B Sタイプ	(略)	(略)

備考

- 1 本表の料金額を適用するセキュリティ機能には、次の条件があります。
 - (1) (略)
 - (2) [I W S a a Sタイプ](#)については、[ハイブリッドライセンス機能](#)を提供しません。
- 2 (略)

附 則（平成31年4月11日 N Sク第00484889号）

- 1 （略）
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により付加機能のセキュリティ機能（[W e bセキュリティタイプ](#)又はV B B Sタイプに限ります。）を利用している代表契約者については、次表に定める付加機能利用料を適用します。

月額

区 分	単 位	料 金 額
W e bセキュリティタイプ	(略)	(略)
V B B Sタイプ	(略)	(略)

備考

- 1 本表の料金額を適用するセキュリティ機能には、次の条件があります。
 - (1) (略)
 - (2) [W e bセキュリティタイプ](#)については、[アドバンス機能及び固定アウトバウンドIP機能](#)を提供しません。
- 2 (略)

附 則（令和2年9月23日 D P Sサ第00692360号）
（実施期日）

- 1 [この改正規定は、令和2年9月30日から実施します。](#)
（経過措置）
- 2 [この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。](#)

セキュリティ機能 I W S a a Sタイプ	セキュリティ機能 W e bセキュリティタイプ
セキュリティ機能 I W S a a Sタイプに追加可能な機能 ハイブリッドライセンス機能	セキュリティ機能 W e bセキュリティタイプに追加可能な機能 アドバンス機能

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年9月30日現在	
～2020年9月29日	2020年9月30日～
	<p><u>3 NSク第00484889号（平成31年4月11日）の附則の2における「IWSaaSタイプ」を「Webセキュリティタイプ」に改め、同附則の2の表の備考1(2)における「ハイブリッドライセンス機能を提供しません。」を「アドバンス機能及び固定アウトバウンドIP機能を提供しません。」に改めます。</u></p>